

# 石川県公報

令和2年6月30日(火曜日)

号 外

(第57号)

## 目 次

規 則	
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会課)	1

## 規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十五号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和二十八年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号(第2条関係)

石川県知事	様	所在地	名称及び代表者氏名	第 号 年 月 日
老人居宅生活支援事業開始届				㊟
老人福祉法による老人居宅生活支援事業を開始したいので、次のとおり届け出ます。				
1 事業の種類及び内容				
2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)				
3 届出者の登記事項証明書又は条例				
4 職員の定数及び職務の内容				
5 主な職員の氏名				
6 事業を行おうとする区域(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)				
7 老人デイサービス事業を行おうとする者にあつては、事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地				
8 老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、事業の用に供する施設の名称、所在地及び入所定員				
9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、事業の用に供する住居の名称、種類、所在地及び入居定員				
10 事業開始の予定年月日				

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

<p>石川県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称及び代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">老人デイサービスセンター (老人短期入 所施設・老人介護支援センター) 設置届</p> <p>老人福祉法による老人デイサービスセンター (老人短期入所施設・老人介護支援センター) を設置したいの で、次のとおり届け出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の名称、種類及び所在地</li> <li>2 建物の規模及び構造並びに設備の概要</li> <li>3 職員の定数及び職務の内容</li> <li>4 施設の長の氏名</li> <li>5 事業を行おうとする区域 (市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)</li> <li>6 老人短期入所施設にあつては、その入所定員</li> <li>7 事業開始の予定年月日</li> <li>8 添付書類 市町以外の者にあつては、登記事項証明書</li> </ol>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">⑩</p>
--	--

別記様式第七号及び別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第 7 号 (第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

石川県知事 様

市町長

印

老 人 ホ ー ム 設 置 届

老人福祉法による老人ホームを設置したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 養護老人ホームを設置する場合
  - (1) 施設の運営の方針 (事業計画及び収支予算書添付)
  - (2) 入所定員
  - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置する場合
  - (1) 施設の目的及び運営の方針 (事業計画及び収支予算書添付)
  - (2) 職員の職種、数及び職務の内容
  - (3) 入所定員
  - (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
  - (5) 施設の利用に当たつての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) その他施設の運営に関する重要事項
  - (8) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - (9) 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - (10) 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類  
地方独立行政法人にあつては、登記事項証明書

